

## 豊能町広報刊行物広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊能町（以下「町」という。）が発行する広報刊行物に、民間広告（以下「広告等」という。）を掲載する場合における必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広報刊行物 広報担当課が発行する刊行物をいう。

(2) 広告主 広告等を掲載しようとする者。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 広告主及び掲載できる広告等の内容等については、豊能町広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定を準用する。

(掲載位置及び順位)

第4条 広告等を掲載する位置は、広報刊行物の紙面のうち、町が指定した位置とする。

2 申込者が多数の場合は、次の順位に基づき、決定をすることができるものとする。

(1) 町内の商店街、専門店の連合体

(2) 町内の商店、事業所等

(3) 町内で活動する公益法人、各種町民団体

(4) 国、独立行政法人及び地方公共団体その他の公共団体

(5) 私企業のうち公共性の高いもの

ア. 電気又はガス供給、電信電話、旅客運輸、新聞、放送等

イ. 町内に本店又は支店を有する銀行、農業協同組合等

(6) その他の掲載基準を満たす広告等

(掲載期間)

第5条 広告等の掲載期間は、1月単位とし、最長12か月とする。ただし、年度を超えることはできない。

2 広告等の掲載開始月及び終了月は、豊能町広報刊行物広告掲載審査結果通知書（様式第2号）に記載した月とする。

(規格及び掲載料等)

第6条 広告等の規格及び掲載料等は別表のとおりとする。

(掲載の申込み)

第7条 広告主は、豊能町広報刊行物広告掲載申込書（様式第1号）及び掲載

予定の広告原稿を、掲載希望月号の2月前の月の25日までに町に提出しなければならない。

- 2 1月における広告掲載枠は、1広告主につき1枠とする。ただし、空きがある場合は、2枠使用できるものとする。

(掲載の決定等)

第8条 町は、前条第1項の申込書を受理したときは、第3条の掲載基準に基づき掲載の可否を決定し、豊能町広報刊行物広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により広告主に通知するものとする。

(掲載料の納入及び還付)

第9条 掲載決定を受けた広告主は、広告料金を町が指定する期日までに町が発行する納付書により一括納付しなければならない。

- 2 既納の広告料金は、原則還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由又は発行若しくは編集の都合により広告等を掲載することができなくなった場合は、この限りではない。

(責務)

第10条 広告主は、その広告等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告等作成に関する一切の費用を負担する。
- 3 広告主は、第三者から損害賠償等の請求がなされた場合は、広告主の責任においてこれを解決しなければならない。

(掲載の取消し)

第11条 町は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載又は掲載期間中の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告料金が納付されなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿が提出されなかった場合
- (3) 広告内容又は広告主が第3条の掲載基準に該当したと認められた場合
- (4) 前3号に掲げるものの他町が適当でない判断した場合

## 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年9月10日から施行する。

別表 規格及び掲載料等

区分	規格	色	掲載料
小枠	縦 58mm × 横 90mm	町が指定する色	5,000 円
大枠	縦 58mm × 横 187mm		10,000 円